

(仮訳)

日本国厚生労働省とウクライナ保健省との間の協力覚書

日本国厚生労働省及びウクライナ保健省（以下個別には「当事者」といい、総称して「両当事者」という。）は、保健・医療分野における二国間の関係を促進する意志があり、互助及び人道の原則に基づき、本協力が日本及びウクライナにおける保健・医療の水準を向上させることを確信し、以下のとおりの認識に到達した。

第一項

両当事者は、権限の範囲内において、日本及びウクライナの法令及び規則に従って、保健・医療分野における協力を発展・実施する。

第二項

両当事者は、以下の分野について、相互に有益な協力を発展させる。

- 1) 保健機関間の協力の発展
- 2) 保健人材の研修を含む保健教育
- 3) 非感染性疾病
- 4) 感染症予防管理、特に、関連するパンデミックの備え及び対応、薬剤耐性並びに予防接種プログラム
- 5) 遠隔医療
- 6) eヘルス（健康管理情報システムをいう。）の導入及び発展
- 7) 医薬品及び医療製品の流通に関する専門知識の共有並びに保健システムの必要性に対応した臨床医学及び予防医学における革新的な技術及び研究の発展
- 8) 時事的な保健問題に係る相談
- 9) その他相互に決定する協力分野

第三項

本覚書の下での協力活動は、技術上の実現可能性及び双方の共通の関心に従って、以下の様式にて実施され得る。

- 1) 関連する情報・経験の交換
- 2) 両当事者によって特定される分野における専門家及び代表団の交流
- 3) 保健人材の研修

- 4) 日本及びウクライナで開催される会議及びイベントへの専門家の参加促進
- 5) その他両当事者によって定める協力様式

第四項

本覚書は、本覚書に基づいて実施される協力活動に関して、当事者間で金銭的和解を行うことを規定するものではない。

第五項

一方の当事者によって秘密であると決定された情報は、情報を提供した当事者による事前の書面による許可なしには、第三国には開示されない。

第六項

本覚書の解釈、適用又は実施に関して生じた紛争は、両当事者の友好的な協議と交渉を通じて解決する。

第七項

両当事者の承認により、修正は、本覚書に別の取決めの形で統合されることにより行うことができる。補足文書は、本覚書の一部となる。

第八項

本覚書の下での協力は、本覚書の署名日より効力が生じるものとし、5年間継続する。

本覚書は、一方の当事者が他方の当事者に対し、本覚書を終了させる意図を少なくとも6か月前に書面で通知しない限り、5年毎に自動更新される。

本覚書は、英文で2通作成され、2024年9月5日に署名された。

日本国厚生労働省のために:

ウクライナ保健省のために:
